

京都市交通局管理規程第32号

深夜に運行する路線に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成26年3月31日

京都市公営企業管理者  
交通局長 西村 隆

深夜に運行する路線に関する規程の一部を改正する規程

深夜に運行する路線に関する規程の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「切り上げた額」を「四捨五入した額」に改め、同条第4項中「切り上げた額」を「四捨五入した額」に改め、同条第5項中「切り上げた額」を「四捨五入した額」に改める。

第5条中「切り上げる。」を「四捨五入する。」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

(1)MN17号系統

	錦林車庫前	
京都駅前	460	円

(2)MN205号系統

	烏丸北大路	
京都駅前	460	円

(3)MN特西3号系統

				境谷大橋	
			北福西町	320	円
		京都明德高校前	320	円	320
	三ノ宮街道	320	円	380	380
桂駅西口	320	円	380	480	480

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)